

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消しました。

平成二十五年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類	取消年月 日
医療法人光 優会	奈良市南登美ヶ 丘二二―四	大和八木や すらぎ	橿原市地黄町 三二八 森田 マンション一 〇五号、三〇 二号及び三〇 三号	自立訓練（ 生活訓練）	平成二十 五年三月 十四日
医療法人光 優会	奈良市南登美ヶ 丘二二―四	大和八木や すらぎ	橿原市地黄町 三二八 森田 マンション一 〇五号、二〇 七号及び二〇 八号	就労移行支 援（一般型 ）	平成二十 五年三月 十四日
一般社団法 人光優会	奈良市南登美ヶ 丘二二―五	大和高田や すらぎ	大和高田市高 砂町六一三 第五光優ビル	自立訓練（ 生活訓練）、 就労移行支 援（一般型 ）、就労継 続支援（A 型）及び就	平成二十 五年三月 十四日

労継続支援 (B型)